

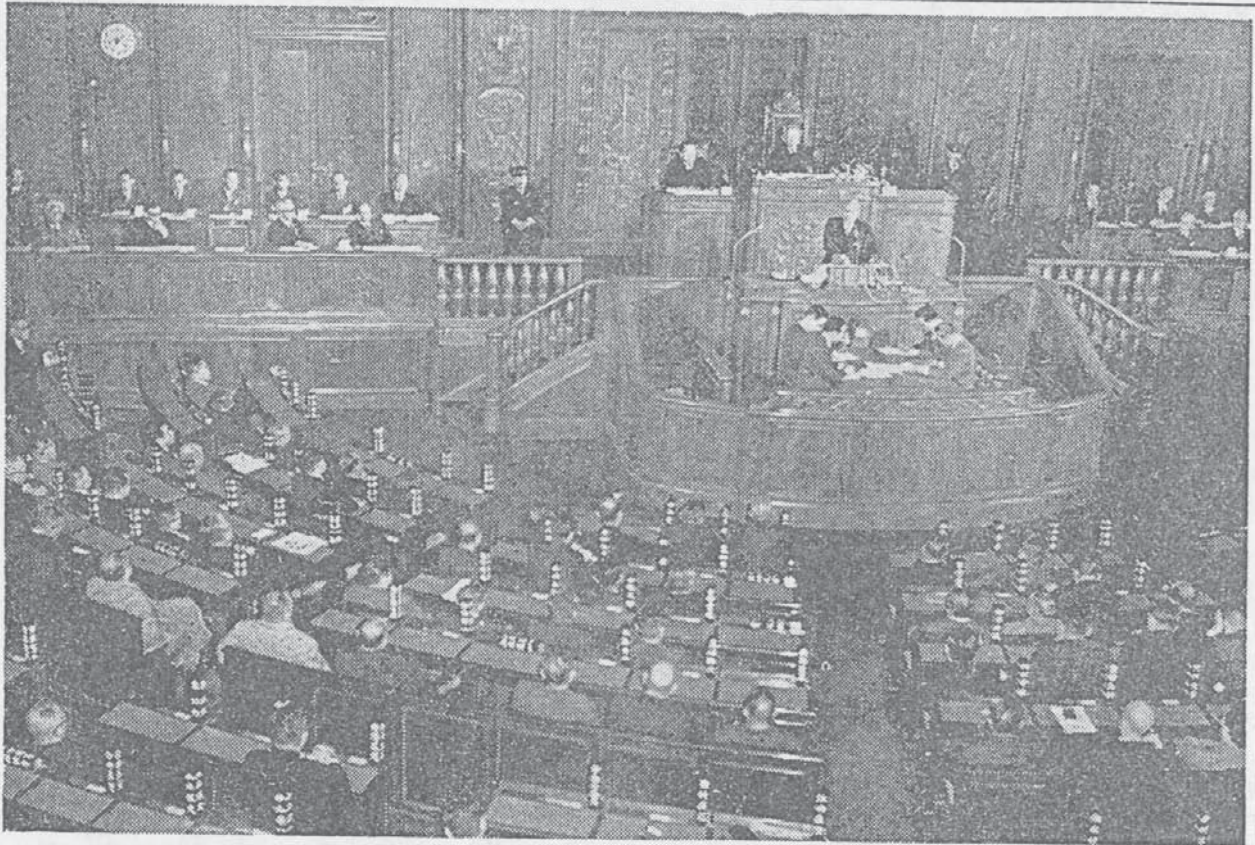
学校保健

編集発行
 日本学校保健会
 岩原 拓
 東京都港区西久保
 明舟町10番地
 電話(50) 3785
 9974
 振替口座東京 98761
 印刷所 伊東進歩堂
 東京都文京区東青柳町30

財団法人 日本学校保健会会報
 昭和33年4月1日発行(隔月1回1日発行)

頒価1部15円(送料とも)

教育の目的は、人格の完成を以て、社会の平和と正義の实现を期すに在り。そのために、国家及び個人としての責任を、愛し、勤め、努力し、責任を担ふべきである。これを達成するために、心身の健全な育成を期すべし。



写真……四月四日学校保健法案を可決成立させた衆院本会議場、大臣席右から二人目松永文相。朝日新聞社提供。

時評 学校保健の新しい歴史

学校保健法が万場一致で両院を通過し、めでたく成立いたしました。ひとえに全国学校保健関係者皆さまの御努力の賜でございます。

思えば、学校保健法成立は多年にわたる私どもの悲願であったとも考えられます。戦後の学制改革に伴い、学校保健が幾多の新しい試みをもたらしながら法的裏付けのないために伸びなやんだり、挫折のやむなきに至つたりしました。僅かに、文部省試案の学校保健計画実施要領によつて実施してきたのでありますが、今後は法律規則によつて、また国の予算の裏付によつて、いかなる学校でも等しく保健問題が解決されるでしょう。ここに、明治五年に発足したわが国の学校衛生から、本年を起点とする新しい学校保健へと正式な移行をするのであります。まことに御同慶にたえません。

学校保健法の成立によつて、どのようなことがなされ、またなされなければならないか。それらの内容及び解説については、本号に掲げました条文及び解説が、これを明かにしています。すべての学校長、教職員、すべての学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方々には、本号の内容を深くおよみとりのうえ、児童生徒の幸福のため、具体的な実施について御配慮のほど願いたいものであります。

学校保健は教育の基盤であるとともに教育の効果を左右するものであることを思えば、全国二千万人の児童生徒の幸福がいかにこの学校保健法にかかっているか、多言を要しないのであります。

また、学校保健法は学校における保健管理を規定するだけでなく、保健に関する用語の規定も含むもので、教育課程に対しても大きく影響するものであります。

本法が一人でも多くの教育関係者に理解され、多年教育界の谷間といわれた学校保健に一そうの発展があらりますよう祈り、この時を大きく強く記念したいものであります。

この意味において日本学校保健会、各都道府県学校保健会、さらに学校においても、学校保健法成立の記念事業として適当な事業が計畫されることを期待するものであります。

第二十五号記事

- ◇時評 学校保健の新しい歴史
- ◇学校保健法国会審議経過と付帯決議
- ◇学校保健法全文
- ◇学校保健法の解説
- ◇健康と安全の習慣を育成(教育課程設計方針の一部)
- ◇保健教育と不即不離な道徳教育(小・中学校の道徳教育実施要項の一部)
- ◇資料……学生・生徒・児童・幼児の身長・体重・胸囲・座高
- ◇地方だより



国会審議経過と付帯決議

学校保健法案は、政府提出の法律案として二月二十七日閣議決定され、三月一日国会に提出され、同日参議院先議として文教委員会附託となつたが、三月二十八日参議院で、四月四日衆議院でそれぞれ全会一致をもつて可決成立、四月十日法律第五十六号として公布となつた。その審議の経過と両院の付帯決議文は、次のとおりである。

- 一、審議経過
 - 二月二十七日 閣議決定
 - 三月一日 参議院文教委員会附託
 - 三月六日 参議院文教委員会提案理由説明
 - 三月十三日 参議院文教委員会質疑
 - 三月十八日 " "
 - 三月二十五日 " "
 - 三月二十七日 参議院文教委員会討論採決
 - 三月二十八日 参議院本会議可決
 - 四月四日 衆議院文教委員会提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 同日 衆議院本会議可決成立
 - 四月十日 公布(昭和三十三年法律第五十六号)
- 二、両院付帯決議文

一、参議院
政府は、本法制定の趣旨の徹底とその成果の高揚に努力し、特に次の諸点については、速かに適切な措置を講ずべきことを強く要望する。

- 一、高等学校以下の学校における養護教諭の必置制の促進
- 二、結核に対する根本施策の一環として学童対策の重視
- 三、へき地学校の保健対策の確立

衆議院
養護教諭は学校医の下において、学校保健の常務に従事するものであり、学校医が必ずしも常勤に限らない現状において、学校生活における養護教諭の重要性は極めて大なるものがある。

政府は本法案の趣旨に鑑み、養護教諭制度の拡充について、適切な措置を講ずべきものと認める。
右決議する。

学校保健法全文

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、学校における保健管理に關し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図りも

つて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第二章 (学校保健計画)

第二条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断その他その保健に關する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

第三章 (学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。

第二章 健康診断及び健康相談

第四節 (就学時の健康診断)

第四条 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項の規定により翌学年の初めから小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するもの、就学に當つて、その健康診断を行わなければならない。

第五節 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行う、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に關し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

第六節 (児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信に

よる教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 市町村立の義務教育諸学校(小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ)の校長(盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する学校の校長)及び教員の結核に關する定期の健康診断は、前項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会が行う。

3 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第九条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、前条第二項の健康診断の結果を通知し、かつ、その結果に基づき必要な指示をしなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準)

学童の栄養補給には



消化吸収よ
き完全乳化
特殊皮膜で
効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 3.000 国際単位
D 300 国際単位

河合研究所
河合製薬株式会社

東京都中野区野方(38) 4746
東京都中野区野方(38) 443 415
東京電話 東電

※準等)

第十条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部省令で定める。

2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に關し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に關するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に關するものについては文部省令で定める。

(健康相談)

第十一条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児の健康に關し健康相談を行うものとする。

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑があり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基く政令を含む。)及び伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)その他伝染病の予防に關して規定する法律(これらの法律に基く命令を含む。)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師

(学校保健技師)

第十五条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとする。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に關する専門的事項について学識経験がある者でなければならぬ。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に關し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第十六条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に關する専門的事項に關し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部省令で定める。

地方公共団体の援助及び

第五章 地方公共団体の援助及び

び国の補助

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当

該児童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。)で次の各号の一に該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六條第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六條第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している者で政令で定めるもの

(国の補助)

第十八条 国は、地方公共団体が前條の規定により援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、公立の義務教育諸学校の校長(盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する学校の校長)及び教員の結核に關する定期の健康診断に要する経費の一部を補助することができる。

3 前二項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第六章 雜則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行う場合とする場合その他政令で定める場合に於いては、保健所と連絡する

ものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定がある場合のほかこの法律に基き処理すべき事務を校長に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律中第十七條及び第十八條第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)

2 学校薬剤師は、第十六條第二項の規定にかかわらず、昭和三十四年三月三十一日までの間は置かないことができる。

(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 学校においては、別に法律で定めるところにより、児童、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他の保健に必要な措置を講じなければならない。

(結核予防法の一部改正)

4 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「職員、」を削り、同條第四項中「使用者又は学校若しくは施設の長が」を「第一項の健康診断の対象者に対して」に、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を「学校保健法(昭

ワロコ印



武田薬品

集団駆虫に

● 武田の駆虫薬

(2錠入)

アスカール錠

- ① 蛔虫・蟯虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ② 副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③ 絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④ 無味・無臭なので、のみやすい。

2錠中にカイニン酸5mgとサントニン50mgを含有

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

学校保健法の解説

狙いは全国水準の向上

学校保健管理の統一的な立法

法律の趣旨

この法律は、学校における保健管理に關し必要な事項を定め、学校の保健管理に關する全国的水準を維持し向上するための、諸条件を整備しようとするものである。

学校は、教育の場として、また多数の児童・生徒らを収容して集団生活をするとともに、人的にも物的にも最も健康に適した環境でなければならぬ。また児童・生徒らの健康は、学校教育における学習能力の向上の基礎でもあり、さらには健康の増進そのものが教育の目的につながるものである。およそ児童・生徒・学生および幼児ならびに職員らの健康の保持増進を図ることは、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する基本的要件の一つと言わなければならない。

ところで、現行の学校教育関係諸法規に規定された学校における保健管理に關する制度をみると、学校教育法第十二条の規定と、これに基づいて学校身体検査規程その他一、二の文部省令の規定がある程度であり、従来は主として指導行政によつてきたが、法的不備とあいまつて必ずしもじゅうぶんな成果を期待できず、優良な学校も一部に出てきた反面、全国的には低水準にあることを免れ

なかつた。

学校における児童・生徒の疾病の状況および健康についての理解の状況を概観してみると、昭和三十一年度の学校衛生統計によれば小学校および中学校の児童・生徒について、トラホーム・結膜炎などの眼疾を持つている者が、七・八%、全国推定数約百四十四万人、かいせんなどの伝染性皮膚疾患を持つている者が約二%、全国推定数約三十五万人、蓄のう症は、小学校一%、中学校一・五%、全国推定数約二十二万人、寄生虫卵保有者は三二%、全国推定数約六百万人、むし歯を持つている者、小学校七〇%、中学校五〇%、全国推定数約一千二百万人にのぼつている状況であり、寄生虫卵保有者以外はいつこうに減少しない。

また文部省が昨年度小学校第六学年児童について行つた健康教育テストの結果によれば、健康生活上最も重要な自分の健康状態についての理解や、健康の保持増進に關する処理能力についての問題がいちばん成績が悪かつた。たとえば、(イ)むし歯を放置している理由として、大半の者が、あまり気にかけていなかったからだとしてゐる。これはむし歯だけでなく他の疾病についても言えることであつた。日本人の健康生活についての欠陥を如実に示してい

る。また自分の体重を知らない者が五三%、身長を知らない者が七五%もあり、自分のツベルクリン反応を知らない者が八〇%であつた。こうした結果は、中学校の生徒について行つた健康教育テストにおいてもほぼ同様であつた。

これらのことは、毎年やつてきた学校身体検査が形式に流れていることと、またわれわれ日本国民一般の健康生活について、従来の欠陥を如実に示していると思われる。

いづれにしても学校における保健管理は、法的にも予算的にもきわめて不備であつたのであり、学校差が著しく、大半はきわめて水準が低く、従来の学校教育における盲点であつたといつても過言ではなからう。こうした現状にかんがみ、かねて保健体育審議会の答申、あるいは全国学校保健大会の決議をはじめ、各方面から学校保健に關する立法措置が要望され文部省としても学校における保健管理の学校教育に關して占める重要性にかんがみ、今回この法律を定めたのである。

もとより児童・生徒らの健康の保持増進は、学校における保健管理の整備とともに保健教育などの充実とあいまつて達成されるものであることを忘れてはならない。

法律のおもな内容

従来は、学校における保健管理制度全般にわたる統一的立法はなかつたが、この法律は、制度の全般にわたる必要な基本的事項を定めるだけ総合的に規定することとしている。

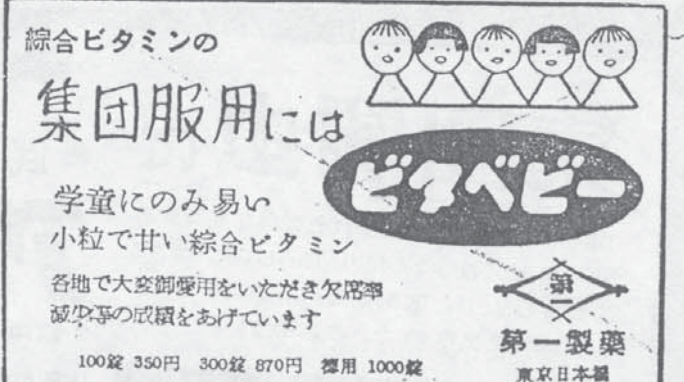
- ※和三十二年法律第五十六号)に、「を行つた場合」を、「が行われた場合」に改め、「ときは」の下に「当該対象者に対してそれぞれ使用者又は学校若しくは施設の長が」を加える。
- 2 前項の規定は、他の法律又はこれに基く命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第四条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行つた場合に準用する第十三条第一項中「健康診断を行つた者」の下に「同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。」を加える。
- 20 条中「第十一条」を「第十二条第一項」に改める。
- 5 (地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正) 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第五十七条第一項中「学校身体検査」を「健康診断」に改める。
- 児童・生徒の健康診断その他その保健に關する事項について合理的な計画を立て、計画性をもつてこれを実施に移すべきことを規定している。
- (二) 学校環境衛生 主として学校内の環境衛生のことを規定したもので、日常努めるべき換気・採光・照明・保温・清潔などの学校内の環境衛生の維持のことに、必要に応じてその改善を図るべきことを規定した訓示規定を設けているが、この実



ニチバンの 創 膏

東京 大阪

日祥薬品工業株式会社



綜合ビタミンの 集団服用には

ビタベビー

学童にのみ易い 小粒で甘い綜合ビタミン

各地で大交卸愛用をいただき欠陥率 減少等の成績をあげています

第一製薬 東京日本橋

100錠 350円 300錠 870円 徳用 1000錠

施については、参考指針が必要であらう。

(三) 就学時の健康診断 (はじめに健康診断という言葉であるが、従来学校教育関係法規では、身体検査という言葉が使われていたが、身体検査という言葉も身体的な体格検査に偏したような語感もあり、最近の各方面の用語例にも合わないもので、この法律においては健康診断と改めることにしている。) 就学時の健康診断については、従来就学時の身体検査として全国約八割近くの小学校で行われているが、これは特別な法的根拠に基づいて行われてきたわけではなく、その必要性から事実上行われてきたものである。しかし就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が学令簿を作成し、入学通知を行うその就学事務との関連において行つて、はじめて所期の目的が達せられるものであるから、この法律にはそのように制度化することとしている。

(四) 児童・生徒・学生および幼児の健康診断 これは、従来の学校身体検査を移行したものであるが、従来の身体検査がやや形式に流れている傾向があるので、この法律の規定に基づき、健康診断の方法および技術的基準などを、省令によつてできるだけ整備することとし、また健康診断の結果に基づく事後指導などの措置についても、できるだけ実施に便利なように整備し(第十条)後述する要保護および準要保護児童・生徒に対する保健医療費の援助とあいまつて、いわゆる学校の病の一掃に努力するようにしたい。

(五) 職員の健康診断 学校の職員

の健康診断については、事業主たる

学校の設置者が行うたてまえとし、また市町村立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に関する定期の健康診断は、従来の実績にかんがみ、また統一の基準をもつてより効果的にする必要から特に都道府県の教育委員会で行うこととしている。

(六) 健康相談 従来指導措置によつて多くの学校で行われてきたが、この法律ではこれを制度として行うこととし、その充実に努めることとしている。

(七) 伝染病の予防 従前学校における伝染病の予防に関しては、学校令があつたが新憲法以後は、一つの参考規範としての意味しか持つていないものとされてきている。この法律には、伝染病予防法その他伝染病の予防に規定する一般公衆衛生法に規定のない事項について、学校における伝染病の予防に必要とな事項を規定し、最も重要な予防方法の一つである出席停止と臨時休業のことを明記し、その他の予防方法の細目は、省令に委任している。

(八) 学校保健技師 この法律は、都道府県の教育委員会の事務局に専門職としての学校保健技師を置くこととしている。学校保健技師は、具体的には主として医師の資格を持つ者からこれを補するものであるが、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者であれば、歯科医師または薬剤師でも資格を有する。

(九) 学校医、学校歯科医および学校薬剤師 これらの学校医等は、従来省令で暫定的に規定されていたが、学校医等の設置のことは、本来

法律事項と思われるので、この法律

ではこれらの学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置等のことを規定し、なお学校医等の職務執行の準則は、この法律の規定に基づき省令で定めることとしている。なお、学校薬剤師については、この制度が設けられたのが新しく現在の設置状況が低いため、本法施行後も昭和三十六年三月三十一日までは置かないことができるという経過規定を付しているが、本則において学校薬剤師を必置とした趣旨にかんがみ、この三年間の猶予期間をまたずにできるだけすみやかに各学校に設置されるよう文部省および自治庁共同で勧奨することになつていく。

(十) 要保護および準要保護児童生徒保健医療費の補助 学校において健康診断を実施し、児童・生徒の疾病が発見された場合などに学校において治療の指示を行うとしても、従来の最大のおい路は、経済的理由によつて医療費を支出することが困難な要保護および準要保護の児童生徒の場合である。この法律は、地方公共団体はその設置する義務教育諸学校の児童または生徒の保護者のうち要保護および準要保護のものの児童または生徒が、政令で定める伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病について学校において治療の指示を受けた場合は、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとし、その地方公共団体の援助に要する経費の一部については国は補助することができることとしている。政令で定められる疾病については、学校病とも言われるトラホームその他の眼疾、伝染

性皮膚疾患・中耳炎・アデノイド・蓄のう症・むし歯・寄生虫卵保有を予定しており、また国の補助率については二分の一を予定しており、なお公費負担割合については、要保護児童・生徒については金額、準要保護児童生徒については半額を予定している。昭和三十三年年度の国の補助予算は、新制度実施の準備期間をみて半年分とし、二千九百万円を計上。

(十一) 教員結核健康診断費補助 もう一つの国の補助としては、都道府県に対し、公立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に関する定期の健康診断に要する経費の一部の補助であり、補助率は、二分の一を予定している。(昭和三十三年年度の国の補助予算は、七百五十六万九千円を計上。)

(十二) 保健室 この法律に規定された健康診断および健康相談を行い、その他救急処置等を行うため、学校には保健室を設けるものとされている。

(十三) 保健所との連絡 学校の設置者は、健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合には、保健所と連絡するものとしているが、これは、健康診断については、結核に関するエックス線検査、ツベルクリン反応陰性者等に対する予防接種などに関し保健所の協力が必要であり、またその他政令で定める場合とは、伝染病により出席停止なり臨時休業の措置をした場合の事後連絡のことを予定しているが、こういう場合は保健所における一般公衆衛生活動との連絡が必要であるから設けられた規定である。

(附則)には、本法は本年六月一

疲れをとり 体力をつくる!



総合ビタミン剤 ミネビタル 80錠(350円) 100錠(950円)



三共株式会社

集団駆虫に……

高い陰転率で 副作用がなく 下剤や食事制限の必要がない。

ピペリン

全国の学校、事業所で採用され集団駆虫に最適と折紙をつけられています

イーザイ株式会社 東京都文京区竹早町八

健康と安全の習慣を育成

保健学習に関する教育課程改訂方針

教育課程審議会は、去る三月十五日総会を開き、「小学校、中学校教育課程の改善」についての答申案を決定、直ちに松永文相に答申したが、その答申内容のうち、保健学習に関する点は次のとおりである。

小学校・中学校教育課程の改善

(抜萃)

2 小学校教育課程の改訂方針

(チ) 体育科

①目標をいつそう明らかにし、学年の児童発達段階に応じて内容の精選充実を図るとともに指導の程度を示すこと。

②体育科においては、集団活動とその安全秩序に必要な基礎的指導を強化し、また体育学習全般の能力を高めるために、望ましい基準とその取扱方を示すこと。

③体育科における保健学習については、各学年を通じて健康、安全の習慣の育成に努めるとともに、特に高学年においては、保健に関する初歩的理解を得させるようその内容を充実し、これを明示すること。

④体育に関する教師の指導力を高めるため教員養成と現職教育の強化を図ること。

⑤施設、設備の充実とその適切な運営を図ること。

(3) 特別教育活動

①特別教育活動は、児童会、クラブ活動等児童の自発的、自治的活動を中心とし、個性の伸長、社会

性の育成を目標とする指導領域をさすものとし、その指導領域の種類、範囲を明らかにすること。

②特別教育活動は、児童の発達段階に応じ地域、学校の事情等を充分考慮してこれを行うものとする

(4) 学校行事その他

「学校行事その他」は儀式・学会・運動会・遠足・学校給食の指導領域を含むものとし、その指導領域の種類、範囲ならびにその教育上の要点を明かにすること。

3 中学校教育課程の改訂方針

(ト) 保健体育科

①運動種目を精選し、学年の生徒発達段階および性別に応じて、その程度と内容の重点を明示すること。

②保健学習と体育学習との指導時間数の割合は現行どおりとし、両者の関連をいつそう緊密にし、その学習効果を高めること。

③とくに保健学習については、理科および新たに設ける技術科との関連についていつそう調整を図り、それぞれ分担を明らかにすること。

✓日から施行すること、ただし要保護および必要保護児童生徒に対する保健医療費の援助およびその援助に対する国の補助については、本年十月一日から施行すること、学校薬剤師の設置の特例(前述)その他本法施行に伴う関係法律の所要の改正を規定しているが、特に本法と学校教育法との関係について学校教育法の第十二条を改正し、同法が基本法であること、学校保健法は、同法を基本法として別に定める法律であることを明らかにしている。

(結び) この法律は、学校における

(4) 特別教育活動

①特別教育活動のおもな領域は次のとおりとすること。

(イ) 生徒会活動(ロ) クラブ活動(ハ) 学級活動(ニ) 全校または学年の集会活動

②学級活動は、これを毎学年三五時間以上実施するものとし、主として次のような指導を行うこと。

(イ) 学級としての諸問題の話し合い(ロ) 進路指導(ハ) 健康指導(ニ) レクリエーション

③学級活動のうち進路指導(進路情報を含む)については、毎学年計画的に実施し、その卒業までの実施時間数は四〇時間以上とすること。

保健管理に関し最低限度のルールを引いて、これを軌道に乗せるためのものである。戦後学校衛生は、学校保健へと発展し、関係者の地道な努力と熱意によつてまがりなりにも漸進してきた。最近、学校保健は、学校教育の基盤であることを主張する校長・教員・学校医その他教育関係者、一般識者が現れてきている。学校保健法の制度は、これらのじみ努力を続けてきた全国の学校保健関係者の長年の要望であつたのである、この道の発展のために喜びにたえない。

について都道府県教育委員会及び知事などに次官通達を出したが、それによると、小学校における道徳教育が保健教育と極めて不即不離の関係にあることが理解される。

すなわち、その一部を紹介すると、次のとおりである。

小学校「道徳」実施要綱(抜萃)

三、指導内容

「日常生活の基本的行動様式」に関するおもな指導内容

1、生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める。

4、身のまわりを整理、整頓し、環境の美化に努める。

6、時間をたいせつにし、きまりのある生活をする。

「個性の伸長、創造的な生活態度」に関するおもな指導内容(略)

「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関するおもな指導内容(略)

七、小学校道徳教育主題名の参考例

1、低学年(抜萃)

保健教育と不即不離な関係

小・中学校の「道徳教育」実施要綱

文部省は、本年四月から、「道徳」の時間を特設し、道徳指導の充実を

を図るため去る三月十八日に小学校中学校における「道徳」の実施要領

お子様の発育促進に...



「ワァー!おいしいや」

»新発売«

おいしい甘味と香りがつけてある小児用グロンサンは、強肝・疲労回復剤グロンサンを中心に、ビタミンB₁、B₂、Cが適切に配合されています。お子様の発育不良や栄養障害の改善、疲労回復、湿疹、尋麻疹に効果があります。

小児用グロンサン

(25g入...¥170)
(100g入...¥500)

果糖 米立



「説明書送呈」東京都日本橋本町
中外製薬株式会社

資料

学生・生徒・児童・幼児の身長・体重・胸囲・座高平均

座	高		胸		胸		体		重		身		長		受検人員		区分
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
	cm	cm	cm	cm	kg	kg	cm	cm									才
	55.9	55.1	52.7	51.4	14.9	14.4	96.3	95.0							3,249	3,043	3
	58.4	57.7	53.8	52.4	16.1	15.6	101.6	100.6							26,310	24,047	4
	60.8	60.2	55.0	53.6	17.4	16.9	106.4	105.3							101,615	95,690	5
	62.9	62.5	56.3	54.7	18.8	18.2	110.7	109.7							126,245	121,017	6
	65.5	65.0	58.2	56.5	20.8	20.2	116.0	115.0							139,297	134,272	7
	67.8	67.4	60.1	58.3	22.8	22.4	121.0	120.1							144,249	138,888	8
	69.9	69.7	62.0	60.2	25.0	24.7	125.8	125.2							148,511	143,021	9
	71.7	71.9	63.8	62.5	27.4	27.4	130.1	130.2							116,110	111,059	10
	73.6	74.8	66.0	65.8	30.2	31.3	135.0	136.3							80,783	78,687	11
	76.1	78.0	68.5	69.5	33.8	36.0	140.2	142.2							195,059	189,494	12
	79.1	80.6	71.7	73.1	38.5	40.4	146.3	146.6							219,018	212,904	13
	82.7	82.5	75.6	76.1	43.8	44.3	153.0	149.6							208,503	204,936	14
	86.7	84.0	79.6	78.3	50.1	47.3	159.8	152.1							172,854	140,876	15
	88.4	84.4	82.1	79.8	53.3	49.1	162.4	152.8							166,733	130,756	16
	89.4	84.6	83.7	80.7	55.3	50.1	163.9	153.3							145,328	110,405	17
	89.3	84.3	84.4	81.5	55.8	50.4	163.5	152.9							28,095	13,225	18
	89.2	84.1	84.4	82.0	56.2	50.7	163.5	152.9							6,843	1,910	19
	90.2	84.3	84.2	80.5	56.3	50.0	165.5	154.4							43,094	28,249	18
	90.4	84.3	84.4	80.9	56.5	50.2	165.7	154.6							75,668	34,042	19
	90.4	84.2	84.5	81.0	56.6	50.2	165.9	154.6							78,314	16,186	20
	90.3	84.0	84.7	80.8	56.5	49.8	165.9	154.6							76,038	11,552	21
	90.2	84.1	84.8	80.0	56.9	49.4	165.9	154.4							44,255	3,579	22
	90.0	83.9	84.7	81.1	56.2	49.2	165.4	154.2							21,835	1,348	23
	89.9	83.9	84.7	81.1	56.1	49.2	165.2	154.1							11,878	719	24

(備考) 本表は文部省調査局統計課が実施した昭和三十一年度学校衛生統計調査の集計結果の一部である。

だ。よいしせい、わるいしせい。夏のためもの。水あそび。べんきよのしかた。草花のせわをしよう。どうぶつとせわ。なんでもすききらいなくたべよう。雨の日のあそび。冬のあそび。正月とこづかいのつかい方。こどもの日。母の日。むしばよぼうデー。このころのできごとについて話し合おう。学校でお世話になった人。よしみなり。じゅんぱんをまもろう。自分のことは自分で。力をあわせて。あいさつ。もちものしらべ。おきやくさま。せいせきひんのあとしまつ。やくそくをまもろう。わたくしのすきな人。

2、中学年
教室をきれいに。きゆう食のじゆんび。遊び場。そうじ当番。学級園の手入れ。つゆどきのえい生。学校の大そうじ。いそがしい時の手つだい。交通のきまり。もうすぐ夏休み。ラジオのスィッチ。ひびとしもやけ。火の用心をしよう。身体けんさとわたくしの成長。母の日とわたくしのきようだい。共同ほ金。このごろのできごと。学級のきまり。公園の樹木をたいせつに。働く人々に感しやしよう。人間のいのち。わたくしはこんな人になりたい。今学期の反せい。時の記念日。開校記念日。まつりとこづかい。

3、高学年
あそびと勉強。病気見舞。友だちのあやまち。農繁期の手伝い。水泳の注意。夏休みの計画。食後のだんらんについて考えよう。遠足のこづかい。運動具の修理。記念の木。みどりの週間。老人の日。

このごろの問題。日本の文化につくした人。人類のためにつくした人。発明や発見をした人。男子と女子の協力。時間の尊重。よい習慣悪い習慣。迷信。祖先のまつり。スポーツ精神。人の立場を考えよう。自由の責任。人間の尊さ。将来の希望。けんかの仲裁。校歌と校旗。国の祝日。わたくしの長所短所。

三、内容
中学校「道徳」実施要綱抜萃

- I、日常生活の基本的な行動様式をよく理解し、これを習慣づけるとともに、時と所に応じて適切な言語、動作ができるようにしよう。
- (1) 生命を尊び安全の保持に努め、心身ともに健全な成長と発達を遂げるように励もう。
- (2) 整理、整とんの習慣を身につけて、きまりよくものがごが処理できるようにしよう。
- (3) 仕事を進んで行い、根気よく最後までやり抜く態度や習慣を身につけよう。
- II、道徳的な判断力と心情を高め、それを対人関係の中に生かして豊かな個性と創造的な生活態度を確立していこう。
- (4) 異性関係の正しいあり方をよく考え、健全な交際をしよう。
- (5) 情操を豊かにし、文化の継承と創造に励もう。
- III、民主的な社会及び国家の成員として、必要な道徳性を発達させ、よりよい社会の建設に協力しよう。
- (6) 家族員相互の愛情と思いやりと尊敬とによつて健全な家庭を築いていこう。

お子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です

こどもライオンには特にのび強りのお子様の歯に有効なフッ素を配合してあります。ムシ歯を防ぐことはもちろん歯そのものを強くします。

イチゴ バナナの2種

30円

クリームはみがき...

こどもライオン

地方だより

青森県学校保健会

青森県教育庁に昨春新設された「保健体育室」が今回、課に昇格し、県学校保健会理事長杉田貞作氏が初代課長になった。

なお本年度事業計画としては次のようなことを考えている。

- 一、学校環境実態調査 約二十万円の予算で、県教委、学校薬剤師会、弘大衛生と共同で四月から実施する。
- 二、へき地学校巡回診療(う歯、トラコーマ、寄生虫、難聴)
- 三、技術講習会(学校環境測定技術、検便、難聴)
- 四、第十二回青森県学校保健大会 (九月中旬十和田市で、二日間開催する。)

山形県学校保健連合会

来る六月廿一日に、県医師会館で第六回東北学校保健学会を開き、日本学校保健会長栗山重信博士の特別講演、シンポジウム「児童生徒の健康管理はどうあるべきか」がある。また六月中旬に寄生虫予防実技講習会、七月には肢体不自由児海浜養護学校をそれぞれ開催の予定で準備を進めている。

なお最近「性教育の手引」「学校保健実技」「学校における環境衛生の手引」「学校保健の現況」等、各種保健関係図書を発行した。

また、へき地学校巡回診療(う歯、トラコーマ、アデノイド、難聴等)を計画している。

福島県学校保健協会

第七回福島県学校保健研究大会を来る五月十七、十八の両日、須賀川市で開くが、東京教育大教授杉村三郎氏の特別講演がある外、次の分科会に分れ各分科会共に「こころの健康」を研究テーマに討議が行われる。

- 1、学校長及び教育長。2、保健主事及び一般教員。3、養護教員。4、学校医。5、学校歯科医及び学校薬剤師。6、P.T.A。7、児童生徒。8 高校生徒。

茨城県学校保健会

去る三月十四日水戸市五軒小学校で健康優良学校、同児童の表彰式及び学校保健研究発表会を開催した。三十三年度事業計画は未定であるが、保健主事研修会を四月早々に実施する予定、なお本年度は、役員改選期だが、四月上旬には新役員が決定する筈。

群馬県学校保健会

関東甲信越静地区学校保健主事会、県教委、水上町教委、利根沼田学校保健会と共催で来る六月廿六、廿七、廿八の三日間、水上中学校を会場として第二回関東甲信越静地区学校保健主事研究会を開催するが、群馬大教授岡沢博氏の講演の外、文部省保健課荷見秋次郎事務官を指導講師として研究発表並に研究討議が行われる予定である。なお研究テーマは「学校保健主事の職務と職能」「学校保健の組織活動」「健康教育のあり方」に分れている。

新潟県学校保健会

三十三年度予定行事を次のように

定めた。

- 一、校長、保健主事研修会(来る六月に県下三カ所で開催)
- 一、第八回全国学校保健大会(九月廿二日)
- 一、養護学級研究会(二月)
- 一、へき地学校巡回診療(七月十月)
- 一、中、高校運動選手の健康管理(十一月)
- 一、保健会報発行(年五回)

石川県学校保健会

三十三年度事業計画は、次のとおり決定した。

養護教員講習(五月)。へき地実態調査及び診療(六、九月)。へき地保健技術講習(七月)。北陸三県保健大会(十月)。加賀地区保健研究協議会(十一月)。能登地区保健研究協議会(十二月)。石川県学校保健大会(二月)。各郡市保健研究会。

岐阜県学校保健会

第三回岐阜県学校歯科医総会を去る三月九日、岐阜市で開催し、総会に引続いて次の学校保健に関して講演会を開いた。

△最近における学校保健の諸問題 (文部省湯浅謹而)

△う歯半減運動と生活改善(日本学校歯科医会理事野口俊雄)

三重県学校保健会

三十三年度事業計画として一学期一回、但し必要の都度臨時号発行の方針のもとに会報を発行する外、次の行事を実施することをきめた。

姿勢教育研究会、養護教諭研修会、保健主事講習会、県学校保健大会、インフルエンザ対策(予防

対策手引書作成)中央講習会への派遣と伝達講習会の開催。

京都市学校保健協会

京都市では、市の学校保健行政機構と運営の上から、保健協会と称し、各職域別に会を持ち、各機能を發揮出来るようにし各団体から協会へ四、五名の評議員を送り、理事、理事長を定めて地域全体の働きをするよう、仕組んでいる。すなわち、京大小児科の京都市学校保健研究所とタイアップして学校保健学会を、またシンポジウムを開くが、最近では府市合同の学校保健会を計画。また年報を発行する外、寄生虫対策委員会、机腰掛対策委員会もある。

奈良県学校保健会

三十三年度事業計画は、この程次のように決定した。

- 1、う歯半減運動(県下各小中学校全部)。
- 2、各郡市学校保健研究協議会開催。
- 3、健康優良学校、優良児童表彰事業。
- 4、第七回奈良県学校保健大会。
- 5、奈良県学校保健会報の毎月発行。

島根県学校保健協会

三十三年度事業計画は、次のとおり決定した。

- 1、県学校保健大会(六月)
- 2、保健概要の発行(二月)
- 3、学校保健新聞発行(每学期一回)
- 4、環境調査。

福岡県学校保健会


就学前健康優良幼児コンクールを去る三月十三日学校給食会館で開いた。また学校歯科医講習会を三月十五日、県歯科医師会館で開いた。

よい子の健康を守る

シオノギの お子様用総合ビタミン

ポポン末液

25g 260円・100g 900円・15cc 300円



一番新しい…効果の優れた

虫下し

- ▶ 目がよく下りる
- ▶ 絶食が要らない
- ▶ 下痢も要らない
- ▶ 副作用がない

蛭虫・蟯虫が同時に下りる

ベキベキ錠

20錠 100錠

